

第26回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和3年5月7日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和3年5月7日 午前10時12分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久			
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一			
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜			
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香			
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄			
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝			
15	野 村 隆			
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳			
18	高 橋 昭 彦			
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋 藤 光 男			農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二			農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美			農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員 議席 1 3 番 高井 眞佐実 委員
 議席 1 6 番 眞下 謹司 委員

議事参与が制限された委員数 3 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局長 千木良 典行
 統括主幹(農地調整係長) 吉田 徳之
 統括主幹(農業振興係長) 狩野 康信
 主 任 中嶋 辰哉

会 議 の 顛 末

開 会 <午前 9 時 3 0 分>

事務局

おはようございます。

前回の総会で令和 3 年 4 月 1 日付けの人事異動の報告をさせていただきましたが、本日初顔合わせの方もいらっしゃいますので、自己紹介をさせていただきます。私は、4 月 1 日で福祉部の指導検査室から農業委員会事務局へ異動になりました、千木良典行と申します。農政部門は初めてですので、ご指導の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第 2 条第 3 項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願ひいたします。

議 長

おはようございます。

始まる前にご協力願ひます。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切っていただきたいと思ひます。

それでは、令和 3 年度第 2 6 回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思ひます。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、必要最低限の出席をお願ひしたところでございます。

このことにより、ただいまの出席委員は 1 9 人中 1 0 人で、会議は成立していますことをお知らせします。

なお、連休明けの日に、群馬県では警戒度 4 ということで、さらに厳しく管理されるようなかたちになりますので、一つ皆様のご協力をお願ひするとともに、健康に留意して生活をしてもらいたいと思ひます。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第 1、会期の決定を議題とします。

お謀りいたします。本会議の会期は、本日 1 日としたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたします。

続きまして、議事日程第 2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号 1 3 番、高井眞佐実委員、議席番号 1 6 番、眞下謹司委員を指名したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号 13 番、高井眞佐実委員と議席番号 16 番、眞下謹司委員に決定いたしました。
続きまして、議事日程第 3、報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可決定についてをご説明いたします。報告書の 1 ページをお願いいたします。

農地法第 5 条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

本件につきましては、農地法第 5 条関係の許可番号 5 の 8 番の記載の 1 件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和 3 年 4 月 16 日に意見聴取をいたしましたところ、同日付けをもちまして、許可妥当との回答がありました。つきましては、渋川市農業委員会会長専決規程第 2 条に基づき、許可指令書を関係者へ交付しましたので、ご報告するものであります。

以上で報告第 1 号の説明を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします
続きまして、議事日程第 4、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局	ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いいたします。 農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号1番から7番の7件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。 以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 (「質疑なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いいたします。 農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、5ページに記載の番号1番から3番の3件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。 以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 (「質疑なし」の声あり)

議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 続きまして、議事日程第 6、報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の 7 ページをお願いいたします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、7 ページから 9 ページに記載の番号 1 番から 9 番までの 9 件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。 また、全ての届出について、取得した権利の種類は、所有権であります。 以上で報告第 4 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 続きまして、議事日程第 7、報告第 5 号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第 5 号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。報告書の 11 ページをお願いいたします。 制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、11ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は、記載のとおりであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、伊香保、小野上地区を岸正二第1班長、子持、赤城、北橘地区を須田和敏第1班長代行より報告をお願いします。最初に岸第1班長、お願いします。

3 番

4月27日に実施しました、第1班、渋川、伊香保、小野上地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、斉藤美保委員、事務局の吉田係長、儘田主事と私、岸の4名で実施しました。

今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が9件、合計11件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに、4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と南と北は畑、西は道路となっております。特に問題ないと思います。

次に、5条の計画変更申請であります。議案書の5ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東と北は道路、西は転用許可済み地、南は宅地となっております。特に問題ないと思います。

次に、5条申請であります。議案書の7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は宅地と畑と山林、西は畑、南は道路、北は宅地と道路となっております。特に問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東と西は畑、南は山林、北は道路となっております。問題ないと思います。

申請番号5の3番の現地は、東と南は畑、西と北は道路となってい

ます。特に問題ないと思います。

議案書の８ページをご覧ください。

申請番号５の４番の現地は、東と南は道路、西は畑、北は宅地と畑と同月申請されている申請番号５の５番の申請地となっています。特に問題ないと思います。

申請番号５の５番の現地は、東と南は同月申請されている申請番号５の４番の申請地、西は畑、北は一体利用する宅地となっています。特に問題ないと思います。

申請番号５の６番の現地は、東と南と北は道路、西は宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号５の７番の現地は、東は畑、西と南と北は道路となっています。問題ないと思います。

議案書の９ページをご覧ください。

申請番号５の８番の現地は、東は宅地と一体利用する宅地、西は宅地、南と北は道路となっています。特に問題ないと思います。

申請番号５の９番の現地は、東は道路、西と北は山林、南は畑となっています。問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第１班、渋川、伊香保、小野上地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続いて、須田第１班長代行、よろしくお願いします。

１ １ 番

令和３年４月２７日に実施しました、第１班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、鳥山委員、下田委員と、私、須田。事務局は千木良事務局長、中嶋主任の計５人で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第５条による申請が１１件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

議案書の１０ページをご覧ください。

申請番号５の１０番の現地は、東と西は道路、南と北は宅地と畑となっています。特に問題ないと思われます。

申請番号５の１１番の現地は、東と南は宅地、西は道路、北は山林となっています。特に問題ないと思います。

1 1 ページをご覧ください。

申請番号 5 の 1 2 番の現地は、東と北は道路、西は畑と宅地、南は西の宅地の私道となっています。特に問題ないと思われます。

申請番号 5 の 1 3 番の現地は、東は山林、西は道路、南は道路と畑、北は雑種地となっています。特に問題ないと思われます。

申請番号 5 の 1 4 番の現地は、東は道路、西は宅地、南は水路、北は畑と宅地となっています。特に問題ないと思います。

1 2 ページをご覧ください。

申請番号 5 の 1 5 番の現地は、東と北は畑、西は宅地、南は道路と宅地となっています。特に問題ないと思われます。

申請番号 5 の 1 6 番の現地は、東と西は一体利用する宅地、南と北は畜舎となっています。問題ないかと思われます。

申請番号 5 の 1 7 番の現地は、東は道路、西と南と北は宅地となっています。特に問題ないかと思われます。

1 3 ページをご覧ください。

申請番号 5 の 1 8 番の現地は、東は宅地、西は道路、南は雑種地と宅地、北は宅地と畑となっています。問題ないかと思われます。

申請番号 5 の 1 9 番の現地は、東と南は一体利用する宅地、西と北は道路となっています。問題ないかと思います。

申請番号 5 の 2 0 番の現地は、東は道路と宅地、西は道路、南と北は畑となっています。問題ないかと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第 1 班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第 9、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号 3 の 1 番から 3 の 5 番の 5 件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。 説明に入る前に、議案書の1ページの申請番号3の2番については、5月6日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、欠番でお願いいたします。 それでは、説明に入らせていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号3の1番から3の5番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。 申請番号3の1番及び3の3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。 それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。 2ページをお願いいたします。 申請番号3の4番及び5番は、農業経営規模拡大のための申請となります。 それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。 また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。 以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 申請番号3の2番は取下げとのことですので、申請番号3の2番を除く、申請番号3の1番から3の5番の4件について審議します。 ただいまの事務局の説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）

議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。 議案第 1 号、申請番号 3 の 2 番を除く、申請番号 3 の 1 番から 3 の 5 番の 4 件については、許可することでご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認め、申請番号 3 の 2 番を除く、申請番号 3 の 1 番から 3 の 5 番の 4 件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第 10、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号 4 の 1 番の 1 件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第 4 条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の 3 ページをお願いいたします。 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号 4 の 1 番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等につきましては、議案書に記載のとおりです。 申請番号 4 の 1 番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も 10 ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。 以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請の説明を終わります。 よろしくご審議のほどをお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 申請番号 4 の 1 番の 1 件について審議します。 質疑のある方はお願いいたします。 (「質疑なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第 2 号、申請番号 4 の 1 番の 1 件については、許可すること

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号4の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長 農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、名称、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

変更前申請人は、令和元年11月18日付け指令により、貸店舗及び駐車場用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、今般のコロナ禍により出店を予定していた企業が取り止めになり、当初の計画が実行できませんでした。このため、計画を変更し、貸露天駐車場用地として使用するため計画変更申請するものです。

なお、申請地は既に貸露天駐車場用地としての利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番の1件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第 3 号、申請番号 1 番の 1 件については、承認することでご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。 続きまして、議事日程第 1 2、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号 5 の 1 番から 5 の 2 0 番の 2 0 件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第 5 条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の 7 ページをお願いいたします。 議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号 5 の 1 番から 5 の 2 0 番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。 申請番号 5 の 1 番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。 申請番号 5 の 2 番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。 なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を 4 月 2 7 日に実施いたしました。結果については、お手元に配布いたしました実情調査結果報告書に記載のとおりです。 申請番号 5 の 3 番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。 8 ページをお願いいたします。 申請番号 5 の 4 番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、5 0 0 メートル以内に 2 以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号５の５番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の６番は、農用地域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の７番は、農用地域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

９ページをお願いいたします。

申請番号５の８番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の９番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

１０ページをお願いいたします。

申請番号５の１０番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の１１番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

１１ページをお願いいたします。

申請番号５の１２番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、５００メートル以内に２以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号５の１３番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の１４番は、ＪＲの駅から約２５０メートルのところに位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

１２ページをお願いいたします。

申請番号５の１５番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思わ

れます。

申請番号５の１６番は、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、転用目的が農業用施設用地であることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の１７番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

１３ページをお願いいたします。

申請番号５の１８番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の１９番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の２０番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第５条の規定による、許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号５の１番から５の２０番の２０件について審議いたします。

まずはじめに、申請番号５の２番の１件について審議します。それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を、調査員を代表して大島会長職務代理者をお願いいたします。

１０番

はい、議長。１０番、大島。

議 長

はい、大島会長職務代理者。

１０番

調査は４月２７日に、山本会長、高橋農政部会長、青木明雄委員、狩野武推進委員と私、大島。事務局からは、吉田係長、狩野係長の合計７名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号１番から７番の各項目について、適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請番号５の２番の１件を審議いたします。

先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願い

いたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第4号、申請番号5の2番の1件については、許可すること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の2番の1件については、議案のと
おり許可することに決しました。

続きまして、申請番号5の2番の1件を除く申請番号5の1番から
5の20番の19件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第4号、申請番号5の2番の1件を除く申請番号5の1番から
5の20番の19件のうち、3,000平方メートルを超える案件の
申請番号5の1番の1件については群馬県農業委員会ネットワーク機
構に意見聴取するため許可相当とし、残りの18件は許可すること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の2番の1件を除く申請番号5の1番
から5の20番の19件のうち、申請番号5の1番の1件については、
群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場
合は、渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可
書を交付し、それ以外は議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第5号、農用地利用集積計画の
決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第５号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の１５ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和３年６月１日を予定しております。

計画概要につきましては、１５ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が２９人、借受人が１７人、筆数が４９筆、面積が６１，１８２．６７平方メートルです。この個別の内訳は、１６ページから１８ページ記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第５号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まずはじめに、利用権設定総括表の番号１番の１件について審議します。関係する委員は退席をお願いします。

（関係委員退席）

議 長

それでは、番号１番の１件について審議いたします。
質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号１番の１件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長	異議なしと認め、番号 1 番の 1 件については、承認することに決しました。 それでは、退席している委員は席にお戻りください。 (関係委員着席)
議 長	続きまして、番号 2 1 番及び 2 2 番の 2 件について審議いたします。 関係する委員は退席をお願いいたします。 (関係委員退席)
議 長	それでは、番号 2 1 番及び 2 2 番の 2 件について審議します。 質疑のある方はお願いいたします。 (「質疑なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。 番号 2 1 番及び 2 2 番の 2 件については、議案のとおり認めること でご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認め、番号 2 1 番及び 2 2 番の 2 件については、承認す ることに決しました。 それでは、退席している委員は席にお戻りください。 (関係委員着席)
議 長	続きまして、番号 2 9 番、3 0 番及び 3 2 番の 3 件について審議し ます。関係する委員は退席をお願いします。 (関係委員退席)
議 長	それでは、番号 2 9 番、3 0 番及び 3 2 番の 3 件について審議しま す。 質疑のある方はお願いします。 (「質疑なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

番号２９番、３０番及び３２番の３件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、番号２９番、３０番及び３２番の３件については、承認することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

（関係委員着席）

議 長 続きまして、番号１番の１件、２１番及び２２番の２件、２９番、３０番及び３２番の３件を除く、番号１番から４９番の４３件について審議します。
質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号１番の１件、２１番及び２２番の２件、２９番、３０番及び３２番の３件を除く、番号１番から４９番の４３件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、番号１番の１件、２１番及び２２番の２件、２９番、３０番及び３２番の３件を除く、番号１番から４９番の４３件については、承認することに決しました。
以上をもちまして、第２６回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前１０時１２分>